

徳島県規則第三十五号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する

。別表第五その一第一号の11中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

別表第十三第八号の1中「、五十九の四の項」を「から五十九の五の項まで」に、「七十九の二の項」を「八十の項」に改める。

附 則

この規則は、令和四年五月十三日から施行する。ただし、別表第五の改正規定は、公布の日から施行する。